

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

欧州委員会は、サステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示要件について大幅な軽減を提案

目次

背景

企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 改正案

EU タクソノミー規則改正案

企業サステナビリティデューデリジェンス 指令 (CSDDD) 改正案

次のステップ

オムニバスプロポーザルの公表以降の 開発のスケジュール

詳細情報

詳細については、以下のWebサイトを
参照してください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com

このiGAAP in Focusは、欧州委員会（EC）が2025年2月26日に公表した、企業のサステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示負担を大幅に軽減すること目的としたいくつかの法規制案（「オムニバスプロポーザル」）を説明するものとなっています。これらのプロポーザルは、炭素国境調整メカニズム（CBAM）とインベストEU（InvestEU）規則の改正を含むパッケージの一部を形成しています。

本稿は、オムニバスプロポーザルが公表されて以来の最新の動向を含むように2025年12月17日に更新されました。

当初公表されたオムニバスプロポーザルの主要要素

- ECは、企業のサステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示の報告負担を、大幅に削減すること目的としたオムニバスプロポーザルを公表しました。
- この提案では、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、貸借対照表日の平均従業員数が1,000人超、かつ純売上高が5,000万ユーロ超、または総資産が2,500万ユーロ超のEU域内企業にのみ適用されます。
- また、現行のCSRDの下での報告義務適用開始を2年延期させることとし、Wave2（Wave1に含まれていなかった大企業）は2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）は2026年から2028年にそれぞれ延期します。
- 企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の報告要件も簡素化され、削減されることになります。報告要件の第一弾の実施期限は、2028年に1年延期されます。
- この提案では、平均従業員数1,000人超かつ純売上高4億5,000万ユーロ以下の大企業は、EUタクソノミー規則に準拠する必要はありません。ただし、ECは、これらの企業が、自身の活動がタクソノミー規則の下で環境的にサステナブルな経済活動と適合している、または部分的に適合していると主張する意図がある場合、これらの企業に対して「オプトイン（opt-in）」制度を導入します。平均従業員数が1,000人超、純売上高が4億5,000万ユーロ超の大企業は、報告が義務付けられています。
- 最後に、この提案はタクソノミー開示、気候および環境委任法を簡素化します。
- ECの提案は欧州議会（EP）と欧州連合（EU）理事会に提出され、EUの通常の立法手続きの下で精査されます。最終決定され採択されれば、この法律はEU官報に掲載された後に発効し、加盟国の各國法に法制化される必要があります。

背景

EUは、2050年までに脱炭素経済を実現するという野心的なフレームワークを打ち出しました。欧州委員会の委託により、2024年9月に発表された[ドラギ・レポート](#)は、脱炭素政策が産業、競争、経済、貿易政策とうまく統合された場合、成長の強力な推進力となり得ると述べています。

ドラギ・レポートの分析に基づき、ECは2025年1月に[EU競争力コンパス（羅針盤）（Competitive Compass）](#)を公表しました。これは今後5年間のECの作業の指針となることを意図しており、欧州の経済的活力を再活性化することを意図した優先的な行動を列挙しています。

競争力コンパスで、欧州委員会は、企業の規制および管理上の負担（administrative burdens）を軽減するための一連の法規制案（いわゆるオムニバスプロポーザルを含む）を発表しました。本稿は、オムニバスプロポーザルのシリーズ第一弾における、サステナビリティ報告に関する開示要求について説明します。

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）改正案

2022年12月16日、CSRDはEU官報に掲載されました。CSRDは、EUのサステナブルファイナンスパッケージの中心部分であり、EU全体のサステナブルな活動に向けた資本の流れを改善することを目的としています。CSRDによって、非財務報告指令（NFRD）が置き換えられ、会計指令、透明性指令、監査指令、および対応する監査規則が改正されました。

EU加盟国は、2024年7月6日までにCSRDを法制化することが期待されていました。本文書の発行日時点で、すべてのEU加盟国が各国法への法制化を完了しているわけではありません。

オムニバスプロポーザルは、CSRDの適用対象企業の範囲を簡素化するものとなっています。CSRD改正案は、従業員数1,000人超かつ純売上高5,000万ユーロ超、または総資産が2,500万ユーロ超の企業に適用されます。連結ベースでこれらの規準を満たすグループの親会社についても同様に適用されます。上場中小企業（SME）、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業を含めたこれらの規準を満たさない企業は、CSRDの対象外となります。対象外の企業について、ECは、2024年12月にEFRAGによって公表された中小企業向けの任意の報告基準（VSME基準）に基づき、別途任意の報告基準の委任法を採択する予定です。

さらに、この提案は、現行のCSRDの下での報告義務適用開始を2年延期させることとし、Wave2（Wave1に含まれていなかった大企業）は2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）は2026年から2028年にそれぞれ延期します。これらの提案は、一般に「ストップ・ザ・クロック法案」と呼ばれます。ストップ・ザ・クロック法案の目的は、これらの企業が2025会計年度（Wave2）または2026会計年度（Wave3）に報告を要求され、その後この要求を免除される状況を回避することにあります。

Observation

全てではありませんが、多くのEU加盟国が現行のCSRD（すなわち2022年12月にEU官報に掲載されたもの）を各国法へ法制化しています。法制化されたCSRDは、オムニバスプロポーザルが最終化され改正が法制化されるまで、これらの国に拠点を置く企業に適用されます。したがって、各国で法制化されたCSRDは、現在、2024年1月以降開始の会計年度にCSRD適用対象となる企業に、引き続き適用されます。Wave2とWave3の報告要求を延期する提案は、2025年12月31日までに法制化される予定であり、2025年の報告期間間に間に合うように発効する予定となっています。

オムニバスプロポーザルの公表以降の動向

2025年4月3日、欧州議会はストップ・ザ・クロックに関する法案を採決しました。EU理事会は2025年4月14日に法案を採択しました。この条文は、2025年4月16日にEU官報に掲載され、2025年4月17日に発効しました。加盟国は、2025年の報告期間に間に合うように、2025年12月31までに各國法に法制化することが期待されています。

Wave1の企業（2024年1月1日から欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を適用することが義務付けられている企業）はストップ・ザ・クロック法案の対象外であるため、ECは2025年7月11日に、これらの企業が2024年に適用された報告のレベルを2025年および2026年についても維持することを認める委任法を採択しました。これにより、Wave1の企業は、例えば、特定のサステナビリティ関連リスクの予想される財務的影響に関する情報を省略することができ、2025年と2026年については追加情報の開示が要求されません。さらなる救済措置として、以前は従業員750人未満の企業にのみ適用されていた免除の一部が、当委任法ではすべての企業に拡大されました。委任法は、2025年11月10日にEU官報に掲載され、2025年11月13日に発効しました。2025年1月1日以後の開始事業年度より適用されます。

2025年7月30日、ECは、SMEのための自主的なサステナビリティ報告に関する提言を採択しました。提言の中で、ECは、SMEにサステナビリティ情報を求める大企業や金融機関に対し、可能な限りVSME基準に基づいて要求することを奨励しています。この提言は、任意の報告基準に関する委任法が正式に採択されるまでの間、市場の要求に対処するための一時的な解決策となっています。委任法の内容は、提言とは異なる可能性があります。採択の時期は、オムニバスプロポーザルに関する共同立法者間の交渉のペースと結論によります。

2025年12月16日に、欧州議会は暫定合意を承認し、オムニバス法案を最終化しました。当該合意のもと、サステナビリティ報告は平均従業員数1,000人超かつ純売上高4億5,000万ユーロ超のEU域内企業のみに要求されます。同規則は、売上高2億ユーロ超のEU域内子会社またはEU域内支店を有するEU域内売上高が4億5000万ユーロ超のEU域外企業にも適用されます。

要求事項の報告は大幅に簡素化され、セクター別の報告は任意となります。共同立法者は、サステナビリティ報告の準備を要求される企業が、その責任を小規模なビジネスパートナーに転嫁しないようにしました。従業員が1,000人未満の企業は、より大きなビジネスパートナーに、VSME基準に含まれるもの以上に、情報を提供することは求められません。コンプライアンスを促進するために、ECは、EUおよび国別報告要求事項に関するテンプレートとガイドラインにアクセスできるデジタルポータルを確立する予定です。

最終条文はEU理事会によって正式に承認されなければなりません。この指令は、EU官報に掲載されてから20日後に発効します。

この提案では、EU域外の最終親会社の子会社または支店に、グループの影響に関するサステナビリティ報告の開示を求める純売上高の閾値が、EU域内で発生した売上高1億5,000万ユーロから4億5,000万ユーロに引き上げられます。EU支店の閾値は4,000万ユーロから5,000万ユーロに引き上げられ、EU子会社の閾値は会計指令で定義されているとおり大企業に限定されます。

Observation

現在施行されているCSRDは、EU域外の最終親会社の子会社または支店は、2028年開始以降の期間からグループのサステナビリティ事項への影響について報告することが義務付けられています。報告書は、2026年6月30日までにECが採択する第三国企業のサステナビリティ報告基準、または同等とみなされる基準のいずれかを使用して作成する必要があります。同等の規定を含め、グループがどのような報告要求事項に従う必要があるかは、これ以上明記されていません。

また、ECは大規模企業から小規模企業へのデータ要求について「トリクルダウン（trickle-down）」を軽減することを目指しています。提案の下、従業員数が1,000人未満のバリューチェーン内の企業に対して、任意の報告基準（開発予定—上記参照）において規定された情報を超えて情報を要求することは認められません。

欧州サステナビリティ報告基準

本提案には、企業に報告が求められるデータポイント数の大幅な削減、不明瞭な規定の明確化、他の法規制との整合性の改善を図ることを目的とし、2023年12月にEU官報に掲載された委任法を通じて公表された、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を改正するコミットメントが含まれています。ECは、もはやセクター別ESRSまたは上場中小企業（SME）向けのサステナビリティ報告基準を採用することを計画していません（これらの企業はCSRD対象外であるため）。

また、パッケージでは、マークアップに関する規則が適用されるまでは、企業が、特定の電子報告形式で経営者報告書を作成し、電子報告形式に沿ってサステナビリティ報告をマークアップすることを要求されるべきではないと提案しています。

オムニバスプロポーザルの公表以降の動向

2025年3月、ECはEFRAGに対し、ESRSの改正案という形で技術的助言の提供を要請しました。2025年7月、EFRAGはこれらの改正案に対する[公開草案](#)を公表しました。公開草案に対するコメント期限は2025年9月29日に終了しました。公開協議に対するDeloitteの回答にアクセスするには、[こちら](#)をクリックしてください。

2025年12月3日、EFRAGは、ECに[技術的助言](#)を提供しました。EFRAGがESRSの基本的な構造を維持することを決定する一方で、ESRSは結果として得られるサステナビリティ・ステートメントの読みやすさと簡潔さを向上させることを目的として簡素化されました。推奨された簡素化は次のとおりです。

- 情報の適正な表示（Fair presentation）と意思決定の有用な（useful）情報の強調
- ダブル・マテリアリティ評価（DMA）の要求事項の簡素化
- バリューチーンにおける直接データを優先することの撤廃、救済措置の導入、プロポーショナリティメカニズムと、段階的導入措置
- 特に方針（policies）、行動（actions）、目標（targets）に関する記述的開示について、より原則主義的な要求事項、およびサステナビリティ事項の管理方法に焦点を当てた情報の表示方法についての柔軟性
- 検討する必要のあるデータポイントの名目上61%の削減、およびすべての任意の開示要件の削除
- 国際サステナビリティ基準審議会の基準（ISSB基準）との相互運用可能性（適正な表示および予想される財務的影響との関連を含む）のさらなる検討

ECは、ESRSを修正する委任法案を採択する際に、EFRAGの技術的助言を考慮します。しかし、ECは技術的助言から逸脱する可能性があります。

ECは、できるだけ早く、遅くともオムニバスプロポーザルの発効後6ヶ月以内に、必要な委任法を採択することを目指しています。このスケジュールは、2027会計年度に改正された基準を適用する企業に間に合うようにESRSを委任法として採択することを可能にする目的として設定されています（2026会計年度に任意適用するオプションを含む可能性があります）。

保証

このパッケージでは、ECは、2026年までに欧州サステナビリティ保証基準を導入する義務ではなく、限定的保証業務で実行すべき手続きを明確にするために目的を絞ったガイダンスを公表することを約束しています。

2028年10月1日までに限定保証要求を合理的保証に移行するオプションは、この提案で削除されました。

EUタクソノミー規則改正案

将来のCSRDの適用対象企業（従業員数1,000人超の大企業）で、純売上高が4億5,000万ユーロ以下で、かつ、企業の活動がタクソノミー規則の下で環境的にサステナブルな経済活動と関連していると主張する大企業に対して、本提案は「オプトイン（opt-in）」制度を導入しています。平均従業員数が1,000人超、純売上高が4億5,000万ユーロ超の大企業は、報告が義務付けられています。

パッケージの一部として、ECは、タクソノミー開示、気候および環境委任法の改正案に関するコンサルテーションも開始しました。コンサルテーションのコメント期間は2025年3月26日までとなっていました。このコンサルテーションにおいて、ECは以下を提案しました。

- レポートテンプレートを簡素化し、データポイントを約70%削減すること。
- 企業が、事業にとって財務的に重要でない経済活動のタクソノミー適格性（Taxonomy-eligibility）および適合性（alignment）の評価を免除すること（例：総売上高、資本支出、または総資産の10%を超えないもの）。
- 汚染の防止と管理のための「重大な害を及ぼさない」（DNSH）規準を簡素化する（焦点は、すべての経済セクターにおける化学物質の使用と存在に関連する要求事項の合理化にある）ための2つの代替アプローチ。

オムニバスプロポーザルの公表以降の動向

2025年7月4日、ECは、EUタクソノミー規則の簡素化に関する提案を最終化する委任法を採択しました。[委任法](#)は、以下の簡素化を含みます。

- すべての企業は、その事業にとって財務的に重要でない経済活動について、タクソノミー適合性と適合性の評価を免除される。非金融企業の場合、活動が当該企業の総売上高、資本支出（CapEx）、または営業費用（OpEx）の10%未満を占める場合には、重要性がないとみなされる。
- 非金融機関は、営業費用がビジネス・モデルにとって重要性がないと考えられる場合、営業費用全体についてタクソノミー適合性の評価を免除される。
- 金融機関に対しては、銀行のグリーン資産比率（GAR）などの簡略化された主要な業績指標（KPI）を報告する必要があり、2年間は詳細なタクソノミーKPIを報告しない選択肢が与えられます。
- タクソノミー報告のテンプレートは、報告されるデータポイントの数を非金融機関については64%、金融機関については89%削減することで合理化されています。
- 汚染防止および化学物質の使用および存在に関するコントロールについてのDNSH規準を簡素化した。

次のステップとして、委任された法律は欧州議会とEU理事会によって精査されます。この変更は、さらに2カ月延長可能な4カ月の精査期間が終了し、委任法がEU官報に掲載された時点で適用されます。委任法は2026年1月1日に発行し、2025年度を対象とします。しかし、企業は、2026年度から当該措置を適用することがより良いと判断した場合には、選択適用可能です。

企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）改正案

2024年7月に発効したものまだ実施されていないCSDDDの目的は、企業の事業およびグローバル・バリューチェーン全体で、サステナブルで責任ある企業行動を促進することです。CSDDDは、企業のデューデリジェンス義務を確立し、その中核的な要素は、企業自身の事業、子会社、およびバリューチェーンに関連する場合にはビジネスパートナーの事業における、潜在的および実際の人権ならびに環境への負の影響を特定し、対処することです。さらにCSDDDは、パリ協定の2050年気候中立目標および欧州気候法に基づく中間目標に沿った気候変動緩和へ向けた移行計画を、大企業が最善の努力を通じて採用し、実施する義務を定めています。

全世界で1,000人以上の従業員と4億5,000万ユーロ超の純売上高を持つ、EUの大規模な有限責任会社およびパートナシップに、CSDDDの適用が義務付けられています。また、EU域内で純売上高が4億5,000万ユーロ超のEU域外大企業にも適用されます。

オムニバス提案の下で、ECはCSDDDに以下の改正を提案しています。

- CSDDDの第1段階の要求事項の実施時期を1年延期し、2028年7月26日とすること
- 企業のデューデリジェンス活動を企業自身の事業、子会社、およびバリューチェーンの活動に関連する場合は直接のビジネスパートナーに限定し、間接的なビジネスパートナーの深度のある評価は、企業がそのレベルで負の影響を示唆する情報を保持している場合にのみ必要とすること。
- 最終手段としてサプライヤーとのビジネス関係を終了する義務を撤廃し、その代わりにサプライヤーの事業運営が深刻な負の影響に関連する場合、ビジネス関係を停止すべきとする。
- ステークホルダーの範囲を、労働者とその代表者、および企業、その子会社、ならびにビジネスパートナーの製品、サービス、企業運営によって直接影響を受ける、またはその可能性のある権利若しくは利益を持つ個人、コミュニティに縮小すること。
- 実施されているデューデリジェンスプロセスの特定の段階にある、関連するステークホルダーのみとの対話を企業に要求すること。
- デューデリジェンスの適切性と有効性の評価頻度を1年から5年に延長すること。
- 金融サービスや投資活動の規定に関して規制を受けている金融機関に対して追加のサステナビリティデューデリジェンスの要求事項を考慮しないこととすること。
- 移行計画の要求事項をCSRDの用語とより整合させること。

オムニバスプロポーザルの公表以降の動向

2025年4月3日、欧州議会は、CSDDDの法制化と大規模企業に対する適用を1年間延期する提案を採決しました。

EU理事会は2025年4月14日に提案を採択しました。この条文は、2025年4月16日にEU官報に掲載され、2025年4月17日に発効しました。加盟国は、2025年の報告期間に合わせて、2025年12月31日までに法制化することが期待されています。

2025年12月16日に、欧州議会は暫定合意を承認し、オムニバス法案を最終化しました。当該合意のもと、従業員5,000人超かつ年間売上高15億ユーロ超の大規模なEU企業のみが、人と地球への負の影響を最小限に抑えるためにデューデリジェンスを実施する必要があります。EU域内売上高が同水準を上回るEU域外企業にも適用されます。企業は、一連の活動においてリスクを識別する範囲決めを実行しなければならず、深度のある評価に関する情報が他のいかなる方法でも得られない場合にのみ、従業員5,000人未満のビジネス・パートナーからの情報を依頼しなければなりません。

企業のビジネスモデルが持続可能な経済への移行と両立することを保証する移行計画は、もはや必要とされません。当該規則を正しく適用しなかった場合、ビジネスは国レベルで責任を負い、最大で企業の世界売上高の3%の罰金を科される可能性があります。

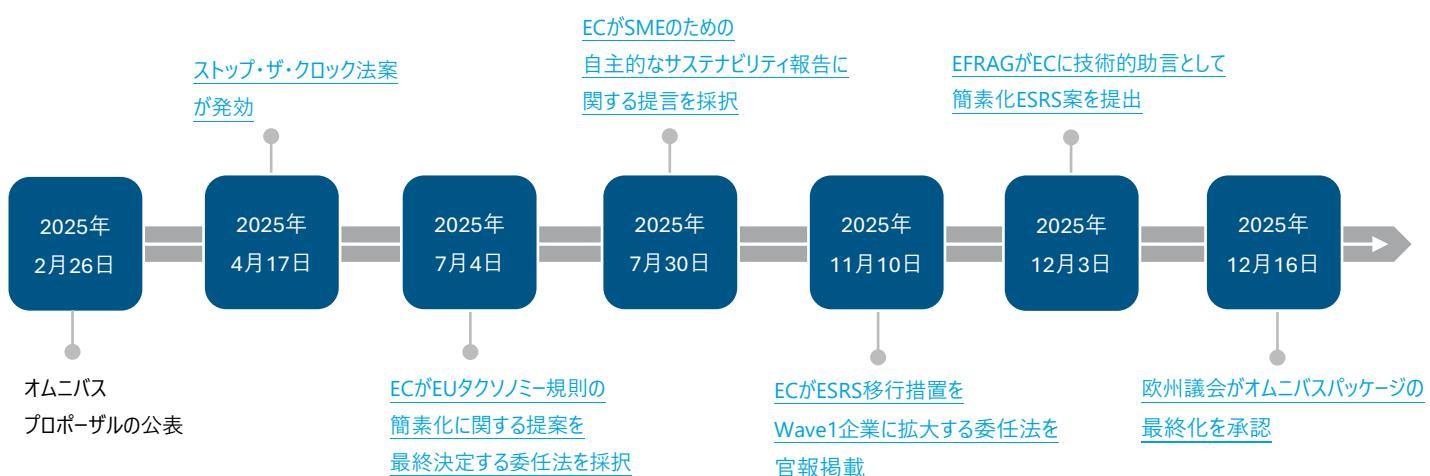
CSDDDは、その範囲内のすべての企業に対して2029年7月26日から適用されます。

最終文書はEU理事会の正式な承認を得なければなりません。この指令は、EU官報に掲載されてから20日後に発効する予定です。

次のステップ

ECの提案は欧州議会とEU理事会に提出され、EUの通常の立法手続きの下で精査されます。これにより提案が修正される可能性があります。最終決定され採択されれば、この法律はEU官報に掲載された後に発効し、加盟国で法制化される必要があります。

オムニバスプロポーザルの公表以降の開発スケジュール



Further information

If you have any questions about the omnibus proposal, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*.

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of financial and sustainability reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte's authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, click [here](#) to start the application process and select the iGAAP package.

For more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

Key contacts

Global IFRS and Corporate Reporting Leader

Veronica Poole

ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRS Centres of Excellence

Americas

Argentina	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
Canada	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
Mexico	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@delittemx.com
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
Asia-Pacific	Shinya Iwasaki	ifrs-ap@deloitte.com
Australia	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
China	Mateusz Lasik	ifrs@deloitte.com.cn
Japan	Kenichi Yoshimura	ifrs@tohmatsu.co.jp
Singapore	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com

Europe-Africa

Belgium	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
Denmark	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
France	Aude Pinon	ifrs@deloitte.fr
Germany	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
Italy	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
Luxembourg	Jeremy Pages	ifrs@deloitte.lu
Netherlands	Henri Venter	ifrs@deloitte.nl
South Africa	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
Spain	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
Sweden	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
Switzerland	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
United Kingdom	Linda Riedel	deloitteifrs@deloitte.co.uk

原文（英語）：

[IGAAP in Focus — EU Commission proposes significant reduction in sustainability and due diligence reporting requirements](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トマツ。 デロイトトマツ

デロイトトマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トマツ、合同会社デロイトトマツ、デロイトトマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すことはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

